

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

労働安全衛生関係法令の規定により、特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し、又は取扱う作業（安全衛生法施行令第6条18号・20号）を行う事業場においては作業毎に「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、一定の職務を行わなければならないことになっています。

当連合会では、三重労働局長登録教習機関として、標記技能講習を実施しています。

受講資格

満18歳以上の者

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間
作業環境の改善方法に関する知識	4 時間
保護具に関する知識	2 時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	4 時間
関係法令	2 時間
修了試験	1 時間

申込方法

「講習会お申込み手順」にしたがって、お申込みください。